特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険法による国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個

情報に係る秘密の保持を明記するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法に基づき社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とし、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付を行う。 台東区は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・喪失に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)				
③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者向け中間サーバー等				
2. 特定個人情報ファイル	名				
国民健康保険情報ファイル、活	帯納整理情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	 ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番69、70、71 【情報提供の根拠】 命令第2条の表 項番2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項				
5. 評価実施機関における	5担当部署 				
①部署	健康部 国民健康保険課、区民部 収納課				
②所属長の役職名	国民健康保険課長、収納課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

台東区 総務部総務課文書係 言110 0615東京都会東京東

台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

台東区 健康部 国民健康保険課 庶務係

〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1251

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和74	年8月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ [十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務に 1) 特に力を入れている 必要のない情報との紐付けが [十分である] 2) 十分である 行われるリスクへの対策は十 3) 課題が残されている 分か <選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている [十分である] セス権限のない職員等)に 2) 十分である よって不正に使用されるリスク 3) 課題が残されている への対策は十分か 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない <選択肢> 委託先における不正な使用 1) 特に力を入れている 十分である] [等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない <選択肢> 不正な提供・移転が行われる 1) 特に力を入れている [十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ] 十分である スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供が行われるリスク Ε 十分である] への対策は十分か 2) 十分である

3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	守し、マイナンバーは申請者が ともに、住民基本台帳ネットワ	から提供を受け、そ リークシステムによ ^り	登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵 その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うる照会は、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)又はため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分で		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	蓝査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[0]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	1 3) 疾収のだい者によって かょに使用されるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第14条に基づく定 期的な見直しによる変更
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月31日 時点		特定個人情報保護評価に関 する規則第14条に基づく定 期的な見直しによる変更